

平成22年第3回上里町議会定例会会議録第2号

平成22年6月7日(月曜日)

本日の会議に付した事件

- 日程第 6 (町長提出議案第33号) 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 (町長提出議案第34号) 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第35号) 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第36号) 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 (町長提出議案第37号) 本庄地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 日程第 11 (町長提出議案第38号) 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
- 日程第 12 (町長提出議案第39号) 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第 13 (町長提出議案第40号) 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第 18 (町長提出諮問第1号) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 14 (町長提出議案第41号) 平成22年度上里町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第 15 (町長提出議案第42号) 平成22年度上里町水道事業会計補正予算(第1号)について

出席議員(13人)

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君

9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
14番	齊藤邦明君		

欠席議員（1人） 13番 根岸晃君

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	山下精治君
教育長	山下武彦君	総務課長	高野正道君
総合政策課長	石原秀一君	福祉こども課長	関根健次君
健康保険課長	高杯一美君	産業振興課長	吉田雅幸君
人権共生課長	山田和雄君	学校教育課長	山口正彦君
生涯学習課長	庄邦雄君	水道課長	飯塚邦男君
資料館長	外尾常人君	老人福祉センター所長	関根信夫君

事務局職員出席者

事務局長	戸矢隆光	次長	須田孝史
------	------	----	------

開 議

午前9時2分開議

議長（齊藤邦明君） ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程に追加及び変更

議長（齊藤邦明君） お諮りします。

ただいま町長から諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を日程に追加し、日程の順序を変更し議題とすることに決定しました。

日程第6 町長提出議案第33号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について

議長（齊藤邦明君） 日程第6、町長提出議案第33号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） それでは、議案第33号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げたいと思います。

条例の3ページに書いてあるわけではありますが、初めに提案理由といたしまして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正及び地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正をいたしたく本案を提出するものであります。

条例の1ページを見ていただきたいと思います。それでは、提案内容について御説明を申し上げます。

少子高齢化社会の対策の視点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一

層進めるため、男女とも子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備する内容であります。

改正の内容でありますけれども、お手元にありますように、第1条についての条文の改正がありますが、この第1条につきましては、育児休業に対する趣旨を掲載されているわけですが、その部分の文言の整理であるということでございます。

次に、第2条につきましては、この条文は育児休業をすることができない職員の規定が掲げられているわけでありまして、職員の配偶者の就業の有無の状況あるなしにかかわらず、職員は育児休業をすることができることを改正並びに非常勤職員及び臨時職員に対する規定の整理を行ったものであります。

第2条の2は新設の条項でございます、人事院規則で定める期間は基準として条例で定めるものであります、出生の日から57日以内に育児休業した職員は、特別の事情がなくても再び育児休業することができるように改正をされたわけでありまして。

次に、3条の改正でありますけれども、見出しを「育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める特別な事情」に改めるということございまして、これは夫婦が交互に育児休業したかどうかにかかわらず、職員が育児休業計画書を提出して最初に育児休業した後3カ月以上経過した場合には、再度の育児休業をすることができるということでございます。

第5条につきましては、育児休業の承認の取り消し事由の事項になるわけでありまして、職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることになった場合とあるわけでありまして、これにつきましては要は配偶者が子育てをする場合に、それにかかわらず休業の取り消しをしないこととするものであるということでございます。

第9条の内容につきましては、育児短時間勤務をすることができない職員の条項であるわけでありまして、非常勤職員及び臨時職員に任用される職員に関するということ、それが書いてあります。

次に、10条関係でありますけれども、10条は育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができない特例の事情の条項になるわけでありまして、夫婦が交互に育児休業したかどうかにかかわらず、職員が育児休業計画書を提出して、最初の育児短時間勤務をした後3カ月を経過した場合には、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても育児短時間勤務をすることができるとの改正になったところでございます。

13条につきましては、2ページになりますが、5行目にありますが、育児短時間勤務の承認の取り消しの条項になるわけでありまして、職員が育児短時間勤務により子を養育している時間に職員以外の子、これは配偶者とみていいと思いますが、親がその子を養育することができる

ことになった場合でも育児短時間勤務の取り消し事由には当たらないということでございまして、配偶者が養育できることになったからとしても、当該職員が短時間勤務をとっている場合でも取り消しの事由にはならない、両方できるという緩和措置であります。

次に、16条につきましては、育児短時間勤務の職員についての給与条例の特例になっているわけでありまして、給与条例の特例を規定しておるわけでありまして、改定後の上里町職員の給与に関する条例の規定にあわせて読みかえ規定を追加するものであります。

次に、21条、22条であります、これは3ページになるわけでありましてけれども、部分休業をすることができない職員、それから22条につきましては部分休業の承認の規定があるわけでありましてけれども、この部分の改正になるわけでありまして、部分休業をすることができない職員に関するもので、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は部分休業をすることができることと改正をいたしました。

施行期日は、平成22年6月30日といたしておるところであります。

経過措置といたしまして、改正条例の施行期日前の育児休業等計画書により申し出た再度の育児休業または育児短時間勤務の請求計画は、施行日以降は改正後のそれぞれの規定により申し出たものとするこの規定の見直しをいたしましたわけでありまして。

以上をもちまして、上里町職員の育児休業等に関する条例の一部の改正をするものであります。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げますところでございます。

議長（齊藤邦明君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 育児休業と介護休業また家族介護休暇や時間短縮で働きやすいといういい方向に改正される中身だと思いますけれども、今現在、育児休業または介護休暇、時間短縮をしていらっしゃる職員の方が何人おられるのかということも1点です。

それと、第2条に対しましては、非常勤職員や臨時的に採用されている職員でも今度は取れるようになるということだと思いますけれども、今非常勤職員、臨時的に採用されている職員が何名おられるのかお尋ねいたします。

議長（齊藤邦明君） 総務課長。

〔総務課長 高野正道君発言〕

総務課長（高野正道君） 育児休業等の取得の関係でございますけれども、平成22年度の現在中、7名が取得中でございます。

なお、短縮等につきましては、今回の規定から該当ということでございますので、例はございません。

次に、第2条関係の育児休業をすることができない職員で非常勤職員、臨時的に任用された職員についても育児休業をとることができるという規定の改定でございますけれども、町については現在非常勤職員、臨時的に任用された職員については、今現在いないという現状でございます。

議長（齊藤邦明君） 10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

短縮は今回からということでありまして、短縮の時間ですね、そういう規定はあるかどうか。本人の希望によって2時間でも3時間でも構わないということなのか、その辺をお聞かせください。

議長（齊藤邦明君） 総務課長。

〔総務課長 高野正道君発言〕

総務課長（高野正道君） 短縮の関係でございますけれども、現在は部分休業ということで、例えば午前中1時間、午後1時間というような規定がございまして、それについては過去に何名かあった経緯があるようでございます。

なお、育児短時間勤務制度の概要でございますけれども、これにつきましては1日当たり、例えば3時間55分ですとか4時間55分等、いずれも勤務の形態にあわせて取得できるという規定でございます。

議長（齊藤邦明君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第33号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 町長提出議案第34号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

議長（齊藤邦明君） 日程第7、町長提出議案第34号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第34号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げたいと思います。

提案内容につきましては、条例の5ページを見ていただきたいと思います。提案理由が掲げておるわけでありまして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正をいたしたく本案を提出するものであります。

ページの4ページを見ていただきたいと思います。条文の概要の内容であります。

それでは、提案の内容について御説明申し上げますが、4ページにあります第8条関係につきましては、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を掲げたわけでありまして、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務の処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き時間外をさせてはならないというものであります。

あわせて、第2項の新設に伴う項番号の及び引用規定等の整理を行ったものであります。先ほどの条例に引き続きまして、育児休業は3年間行えるわけでありまして、そのほかについての時間外勤務についての制限が設けられるということでございます。

次に、14条の関係でございますけれども、これにつきましては特別休暇の条項になっているわけでありまして、養育する小学校就学の始期に達するまでの子供が2人以上の場合においては、1年に10日まで取得できるとするものであります。それから負傷、それから疾病または老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をを行う職員が、世話をを行うために勤務しないことができるような短期介護休暇を設けるものであります。こちらについても1人であれば5日間でこれまでと変わりませんが、介護者が2人以上ある場合には10日請求できるというものであります。先ほど、育児休業についても今までの5日分には変わりがなくて、2人の場合には10日まで拡大ができるというような御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

施行期日は、平成22年6月30日とするということでございます。

経過措置といたしまして、改正条例施行後に改正条例の規定による早出、遅出勤務、時間外勤務の制限の請求等を行おうとする職員は、施行日前に請求することができることと規定するものであります。

以上をもちまして、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（齊藤邦明君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ただいまの説明ですと、新たに2人以上の場合、10日の倍の休暇がもらえるという改正になるんだというふうに思います。それで、今までの5日の休暇を育児または介護で利用している方がどのくらいいらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

議長（齊藤邦明君） 総務課長。

〔総務課長 高野正道君発言〕

総務課長（高野正道君） 今までの取得の状況でございますけれども、介護休暇ということで、例えば子供さんが急に熱が出たとか、そういうことで年に1日程度取得する方が何名かいたようでございます。

議長（齊藤邦明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第34号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 町長提出議案第 35 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
の一部を改正する条例について

議長（齊藤邦明君） 日程第 8、町長提出議案第 35 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 先ほどお配り申し上げました条例の差し替えについてお願いを申し上げたところでございますが、これにつきましては条例の第 2 条の 2 行目にあるわけでありませんが、訂正前でありまして、第 8 条の 2 の第 1 項というふうに書かれておりましたが、第 8 条の 3 第 1 項という形に訂正をさせていただきましたので、条例のほうの差し替えのお願いをしたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

議案第 35 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明でございます。

条例の 6 ページでありますけれども、提案理由が掲げております。提案理由といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして所要の改正を行いたく本案を提出するものであります。

次に、提案概要と条例の条文の内容について御説明をさせていただきます。

条例の第 2 条第 2 号のところでございますけれども、これにつきましては職員団体のための職員の行為の制限の特例が掲げられているわけでありまして、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正によりまして、同条例第 8 条の 3 第 1 項に規定する時間外代休時間を加えまして、第 3 号に年次有給休暇及び休職の期間を加えたものであります。

以上をもちまして、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明とさせていただきます。内容説明といたしまして、よろしくお願ひ申し上げたいと思うわけでありまして、慎重御審議の上、御議決を賜りたいというふうに思うところでございます。

概略を申し上げますと、やはり今度の改正によりましては、育児休業等々に参加する方々の拡大ということでございまして、職員団体においてもそういう行為を行っている職員について、休職だとか育児休業をやっている職員についても、その期間はこの職員団体の会合に参加することができるというような内容の改正になっているわけでありまして。

以上であります。

議長（齊藤邦明君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第35号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第36号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議長（齊藤邦明君） 日程第9、町長提出議案第36号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第36号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げたいと思います。

条例の13ページでありますけれども、提案理由が掲げてあります。水道事業の健全経営の維持のため水道料金の改正をいたしたく、水道事業給水条例の一部を改正するため御提案いたしましたものであります。

改正の内容でありますけれども、前に戻りますが、今回の改正であります、平成21年12月21日付で、上里町水道料金等審議会の答申を受けての改正であるわけであります。

答申では、25%程度の引き上げはやむを得ないとのことであったわけではありますが、町民の皆様にご負担をいただかなくてはならないことでもありますので、現在の経済状況、それから水道事業の健全経営の推移等を考慮いたしまして、検討した結果15%以内の改定にいたしたいということをお願いをするものであります。

改正後の水道料金は、一般家庭では月平均使用量が23.3立方程度であります、月25立方を使用することで試算いたしますと305円、消費税込みでは320円程度の負担増をお願いすること

となるわけであります。

次に、条文の内容について説明申し上げますが、7ページの旧の表が掲げてあります。それは御覧いただければと思いますが、次に、26条関係で料金の規定が掲げてあるわけでありまして、次の議案書のとおり改定をいたしたいということで表が掲げてあります。

若干読ませてもらいますが、10ページです。新表が掲げてあります。口径13から20ミリメートルの旧料金については、10立方メートル720円から820円とするものであります。超過料金につきましては、水量11から20立方メートルまでは、1立方メートル当たり90円から103円に変更するものであります。

次に、水量21から30立方メートルにつきましては、1立方メートルにつき105円から120円に変更するものであります。それから、水量31から40立方メートルまでについては、1立方当たり120円から138円とするものであります。次に、水量41から50立方メートルまでは、1立方メートル当たり135円から155円に変更するものであります。次に、水量51立方メートル以上、1立方メートルにつき145円から166円に変更いたすものであります。

次に、11ページを見ていただきたいと思いますが、口径25ミリメートルの基本料金につきましては、20立方メートルまでを1,800円から2,070円にするものであります。次に、超過料金についてであります。水量21から30立方につきましては1立方につき105円から120円、それから水量31から40立方メートルまでは1立方メートル当たり120円から138円、それから水量41立方から50立方メートルまでは1立方メートル当たり135円から155円、それから水量51立方メートル以上は1立方メートル当たり145円から166円に改正するものであります。

それから、口径30ミリメートルの基本料金につきましては、30立方メートルまでは3,150円を3,620円に改正をいたしたいというものであります。続いて、超過料金でありますけれども、水量31から40立方メートルにつきましては120円から138円、水量41から50立方メートルにつきまして1立方メートルにつき135円から155円に、それから水量51立方メートル以上、1立方メートルにつき145円から166円に改正をいたしたいということでございます。

次に、口径40ミリメートルの基本料金につきましては、40立方メートルまでを4,800円を5,520円にいたしたいということでございます。それに伴う超過料金につきましては、水量41から50立方メートルまで1立方メートル当たり135円から155円に、それから水量51立方メートル以上は1立方メートル当たり145円から166円に改正をいたしたいということでございます。

次に、口径55ミリメートルから75ミリメートルの基本料金は、50立方メートルまでは6,750円を7,760円といたしたいということでございまして、次に超過料金につきましては、水量51立方メートル以上は1立方メートル当たり145円を166円に、それから12ページに変わりますが、口径100ミリ以上については、基本料金、超過料金とも管理者が別に定めるということになっ

ているわけでございます。これらについても、先ほど来申し上げましたように、15%以内ということでございますので、10%程度を目標に改正をいたしたいというふうに考えておるところでございます。

次に、臨時用でありますけれども、基本料金につきましては、20立方メートルまでは2,300円を2,640円とし、超過料金につきましては、21立方メートル以上につきましては145円から166円としているところであります。

最後に、教育施設でありますけれども、基本料金につきましては、10立方メートルまでは720円から820円とし、超過料金につきましては、11立方メートルまでにつきましては一般用と同じ設定をいたしたいというふうに考えているわけであります。

附則でありますけれども、施行期日は平成22年10月1日から施行するものであります。

また、経過措置といたしまして、施行期日前から継続して供用開始している水道の使用料で、平成22年11月からとして使用した水道料金から、平成22年10月分として使用した水道料金につきましては、なお従前の例によるものであります。

これにつきましては、水道料金につきましては2カ月に一度の徴収になっておること、2カ月にまたがること、それから南部と北部で徴収の時期がずれておりますので、それらを考慮して11月分からという形の対応をとらせていただいたということでございますので、御理解を賜りたいと思うわけであります。

以上が上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（齊藤邦明君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 何点か質問をさせていただきます。

まず初めに、水量別の加入人数、世帯の割合をお尋ねいたします。一般家庭が一番小さい13ミリメートルから20ミリメートルだと思いますけれども、それぞれの水量別をお願いいたします。

あと、上里町の日量使用料はどのぐらいになっているのか。その中に占める県水の割合は何%なのか。県に対し、今回上里町は答申するに当たり赤字を解消するというところで、審議会のほうは25%というふうに出したようではありますが、経済状態を考えて15%に抑えるという説明でありましたけれども、今本当に生活が大変な中で、値上げ以外の解消の方法を県に相談し

たのかどうか、その辺についてお尋ねいたします。

また、全員協議会で説明していただいたときに、加入金が減り、1人当たりの使用料も減っているという説明がありましたけれども、具体的には何年からどのくらい減っている傾向なのかということをお尋ねいたします。

また、これから提案されると思いますが、補正予算を見ますと、給水収益が1,818万3,000円と見込んでいるようですが、これは住民負担ということになると思います。これに対して県水の購入料は年間幾らなのか。また、県水を上里町が受水し始めたのは平成12年からだと思います。平成12年から21年度まで県に支払ってきた、いわゆる水の購入料金の代金は幾らなのか、そのことについてお尋ねいたします。

議長（齊藤邦明君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 3番の県に対して赤字が出たことで、また値上げすることに対して県と相談したかということでございますけれども、いろいろな面で県の指導は仰いでおりますけれども、相談をして決めたという経緯のものではございません。町の独自で決断をしたものであります。

議長（齊藤邦明君） 水道課長。

〔水道課長 飯塚邦男君発言〕

水道課長（飯塚邦男君） 1番目の水量別の戸数なんですけれども、ちょっと資料がございませんので、後で報告させていただきたいと思います。

それと、上里町の日量の水量ですけれども、21年度でございますけれども、1日1万978立方メートル、年間で400万7,138立方メートルでございます。

それから、県水につきましては、ちょっと21年度の月別の水量の資料しかございませんので、年度別のものにつきましてはまた提出させていただきたいと思います。

21年度につきましては、まず4月が水量が5万121立方メートルで金額にして325万1,298円、5月が5万1,740立方メートルで335万6,321円、6月が5万8立方メートルで324万3,962円、7月が5万1,841立方メートルで336万2,872円、8月が5万1,814立方メートルで336万1,121円、9月が5万140立方メートルで325万2,531円、10月が5万1,688立方メートルで335万2,941円、11月が5万293立方メートルで326万2,465円、11月が5万293立方メートルで326万2,456円、12月が5万1,896立方メートルで336万6,440円、1月が5万1,808立方メートルで336万732円、2月が4万6,713立方メートルで303万225円、3月が5万1,823立方メートルで336万1,705円で、合計しますと年間60万9,885立方メートルで3,960万円程度でございます。

補正の1,818万円程度ですか、その県水の占める割合なんですけれども、これについては

試算してございませんので、後日また連絡させていただきたいと思います。

大変申しわけございません。県水の平成12年度以降の水量につきましても、ちょっと資料がございませんので、提出させていただきたいと思います。

以上です。

議長（齊藤邦明君） 10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

副町長のほうから、指導は仰いでいるが、今回の値上げについて相談はしていないということですが、なぜこのような質問をしたかといいますと、県水を買わざるを得ない、断り切れないということをよくおっしゃっているからだと思います。上里町が一番県水の受け入れが少ない、それがあたかも悪いことであるかのような説明が常々されておりますので、上里町は地下水が十分足りていますし、上里地域においての地盤沈下ということはないと思います。

しかしながら、万が一ということを考えれば、県水の導入はやむを得ないというふうに私も思います。今現在足りていて、そしてこれだけの経済状態の中で住民に負担をお願いしなければいけないという状況の中で、上里町は地下水が足りておりますので少し減らす、そういう相談はあってもよかったのではないかなというふうに考えます。

また、一部では寄居町のようにホンダが来ますと、県水をもっと欲しい、今の状況では足りないという、そういう声も聞いているところでありますので、そうしたところに十分足りている上里町が県水を断ることによって回してあげることもできるというふうに考えますので、その辺についてお尋ねいたします。

また、これは全員協議会の際の説明でありますけれども、加入金が減り、1人当たりの使用料も減ってきているということです。その減り方ですね、何年をピークにどのぐらいの日量、まずは年間でもいいんですが、使用料が減ってきているのか。

そうしますと、上里町の地下水は足りているわけですから、同じ県水の量を導入しますと、県水の割合がどんどん増えるということになるのではないかなというふうに思うんです。その辺について、再度お尋ねいたします。

議長（齊藤邦明君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 地下水の水量の問題でこれは全協でもいろいろ話が出たと思うわけでありましてけれども、上里町は幸いにも地下水に恵まれて、地下水からほとんどの給水をしているわけでありましてけれども、地下水というものは無限であるとも有限であるとも、これは言えないわけで、見えない部分があるということでありまして、必ずしもこれが安定的に長い将

来を見たときに供給が可能であるかということもまた言えない部分もあるし、汚染の問題も出てくるでしょうし、いろいろな問題が懸念されるわけであります。

そういう意味で、上里町の水道を安定的に供給することとして、最小限の県水の導入もやむを得ないだろうということで、従来ずっと踏襲をしてきたところでございますので、この点についてはやはり今までどおり給水していく必要があるんであるというふうに思うわけであります。

しかしながら、沓澤議員さんがおっしゃられるような、今県北の地域にいろいろと水に対する変化が生じてきているわけでありますから、その辺のところも県のほうからまた話があれば、いろいろと協議をしていきたいというふうには考えておるところでございます。

以上です。

議長（齊藤邦明君） 水道課長。

〔水道課長 飯塚邦男君発言〕

水道課長（飯塚邦男君） 大変申しわけございません。加入金のピークは何年ごろからで、何年ごろから加入金が少なくなったかという質問でございますけれども、ちょっと資料がございませんので、それにつきましてもまた提出させていただきたいと思えます。

議長（齊藤邦明君） 沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） すみません。最小限の県水の導入というふうにおっしゃいましたけれども、過去には500立方メートルというときもあったと思うんですね。最小限が今現在の水量になるのかどうか。そして、県北の地域での変化があって、県のほうから相談があればという、非常に受け身的な副町長の答弁でありますけれども、これだけの苦しい生活状況の中で、私たち共産党上里支部が行ったアンケートでは生活が苦しいという声が非常に多くて、今までよりも大変になったという声が83%でした。その理由として、収入の減少というのを掲げている人が非常に多いんですね。そういう中で、15%値上げするに当たって、住民に負担をかけない健全運営の方法ということを考えられなかったのかどうか、そのことについて再度お願いいたします。

議長（齊藤邦明君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 今の経済情勢が非常に厳しいということは、我々も十分承知しているわけであります。今、21年度の最終的な税収の取りまとめをしているわけでありますけれども、相当の落ち込みであります。想像ができないような落ち込みであります。これはやはり所得が下がっているからであります。そういう意味で、我々もそういうことのことを考えて、や

はり25%は無理だろう。しかしながら、水を安定的に供給していくための最小限に必要な経費があるわけですから、そののところだけはどうしても確保していかなければならないということで、今回の改定幅を検討させていただいて、決めさせていただき、議会の方にも大まか理解をいただいたところであります。

県水につきましては、先ほど申し上げましたとおり、県と町との協議がなされたわけでありませけれども、今までの経緯の中でできる限り県水は送らせてほしいということで、頑張って現在まで来たわけでありませけれども、やはり最終的な各町村の給水量というのは確定しているわけですから、それに向かった範囲内ではどうしてもやっていかなければならないし、先ほど申し上げましたとおり、有限である水を安定して供給していくためには、その一助としての方策はどうしても必要である。担当していくものとして、どうしても確保していかなければならない事業であるというふうに考えておりますが、それはまた県との中でいろいろ協議の中で、こっちが要らないよと言っても、また万が一必要になるということになれば、これはえらいことになってしまうわけでありませから、その辺のところは上手な協議をしていきたいというふうに考えております。

議長（齊藤邦明君） ほかに質疑はありますか。

5番、納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 5番納谷です。

今回の水道料金の改定は約15%弱ということだと思います。しかしながら、昨年8月、町長が水道料金等審議会に諮問をした結果、出された答申は25%程度の値上げが妥当であろうと。さらには、上里町水道課の策定をされました上里町水道事業中期経営計画、これは平成19年から平成23年度までのものですが、こちらの中でも20%から30%程度の値上げが必要であると。これは配水管の布設工事、老朽化した石綿管であったり、また配水管の耐震化、また上里町浄水場の電気機械設備の更新等々を考えていくと、このぐらいは必要であろうということでありませ。

また、この事業計画の中期財政収支計画においては、そもそも平成21年度から約25%の値上げをするということで試算をされているわけでありませ。

また、上里町の上水道に関しましては、供給単価と給水原価が逆転するという、いわゆる逆ざやが生じておるわけでありませ。そして、累積損失も2億円前後ということでありませ、さらには今まで何とかこの収益的収入に計上しておいた加入金を、収益的収入に計上して何とか収支が釣り合っていたのかなと思ひませ。

本来、私が以前から主張しているとおひ、こちらは資本的収入に計上するほうが好ましいと

思っておりますし、そもそもこの加入金が今後減少していく、さらに節水意識が高まる中で水道の使用料も配水量も減っていくとなりますと、この中期経営計画であったり、また水道料金等審議会の答申にあるような25%の今回値上げをしていく必要があったのではないかと。

本来であればといいますか、今までこの水道料金等審議会の答申に対して、私の知る限り、今回で3度連続答申よりも低い値上げ幅で抑えられておりますので、いつまでたっても累損が解消できないという状況であります。

そういった中で、25%から15%に経済状況とはいえ、答申よりも低い値上げ幅にしたお考えを再度町長にお伺いしたいということと、上里町水道事業経営企画調整会議設置要綱というものがございしますが、ここにある経営企画会議、調整会議ですか、こちらがいつ行われて、どのような経営全般に関する最高の協議機関ですから、どのような協議がなされたのか。また、その前段階、調整会議においては、いつ、何回開催されたのか。どのような協議が行われたのかお伺いをしたいと思うところでございます。

以上でございます。

議長（齊藤邦明君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、納谷議員からいろいろとお話をいただいたわけでございます。納谷議員がおっしゃっておりますように、機械の更新時期が来ているというのと、石綿管工事を今どんどんやっている、そういうことが県水の導入の価格の問題よりも、そちらのほうが大きいウエートが占められている、そういうことは事実でございます。

先ほども沓澤議員からも県水導入のお話がいろいろございましたけれども、上里町は埼玉県の中でも一番少ない水量をいただいておったわけでございますけれども、これも年々契約の中で、これはやむを得ない部分もあったのではないかなというふうに思っておるところでございます。

先ほど、沓澤議員のお話の中で、寄居のホンダ工場が来るので、そこへ県水が導入されるというようなお話もあったわけでございますけれども、もちろんそういう面でも県水は非常に多く使われていくのであろう、そういうふうにも思っておるわけでございますけれども、今の自然環境の中でいつそういった大震災、そういうものが起こるかもしれない、わからない、そういう状況の中で、もしもそういうことがあったときに県水を導入していなくて、上里町には県水はやれませんかと言われたときには、上里町も大変はことになってしまうということで、最小限の導入はやむを得ないのではないかと、そういうことでやってきたわけでございますけれども、今回はいよいよ機械の更新時期と石綿管の工事をやっているわけでございます。

答申では25%を値上げせよというようなお話をいただいたわけでございますけれども、昨今

の経済情勢の変化と申しますか、そういう状況の中で何とか15%で4～5年やってみて、もしどうしてもだめならまた25%をやっていただくという方法で、何とか最小限度で間に合う程度に上げさせていただいたのが今回の改定でございます。

また、答申をいただく中で、答申の委員長さんから、これは一度に25%を上げるか、それとも段階的に上げるかは町のほうでそういった情勢を判断した中でやっていただければ結構ですと、そういうようなお話もいただいておりますので、町でいろいろと水道課と将来の水道料金の検討をさせていただく中で、とりあえずは15%の値上げでやらせていただこうと、そういうことになったわけでございますので、その辺のところも御理解をいただきますようお願いをしたいと思います。

議長（齊藤邦明君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 企画調整会議等でどうなのかというお話でございますけれども、議員さんも御理解いただいていると思いますが、水道企業の組織につきましては企業管理者に伴う事務局という形の組織体制であるわけであります。その中で、基本的なものが出てくるわけでありますから、我々町の企画調整会議というものは、それらを踏まえた中で、公式ということよりも、それを踏まえた中で全員で協議をしてよりよい方向をアドバイスさせていただくというようなことだろうなというふうに思うところでございます。

私自身も、やはり水道企業とは直接のあれはないわけですし、町長を補佐する立場の中でこういう議論をさせていただいているということでございますので、その辺の組織上の面でもひとつ御理解いただきたいというふうに思います。

議長（齊藤邦明君） 5番、納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） まず1点目、先ほど副町長から御答弁いただいたんですが、私のちょっと勘違いかもしれないんですけども、町の企画調整会議ではなく、上里町水道事業経営企画調整会議の中で示されている経営企画会議と言われているものですね、それと調整会議はいつ行われて、どのような協議がされたのか。水道事業経営企画調整会議で示されている、これが生きているかどうか私も確認してないんですけども、この中の企画会議では、水道事業の事務事業執行に関する最高の協議機関とし、事業経営全般にわたる基本的な重要事項を協議すると。調整会議のほうは、水道事業の事務事業執行に関する協議機関とし、事業経営の重要事項について協議及び連絡並びに調整をするとありまして、この企画会議のほうは管理者、課長、課長補佐及び係長が構成員であり、調整会議のほうは、課長、課長補佐、係長及び係長相当職にある者ということですので、この中からいたしますと、町長は管理者でございますが、副町

長はここには入っておりませんので、副町長は存じないのかもしれませんが、私の認識不足かもしれませんが。この企画会議と調整会議はいつ行われて、どのような、この水道料金に関しても、事業経営全般に関する最高の協議機関ですから、何らかの協議がされたと思ひまして、今回お尋ねしたわけでございます。

恐らく、こういった経営企画会議等々を踏まえた中で、この上里町水道事業中期経営計画というのが平成19年8月、上里町水道課より資料をいただいたと思うんですね。この策定後、この答申が出て、それに対して何らかのやはり会議がされたのかなと思ひまして、今の質問をさせていただいた趣旨でございます。

それが1点確認と、もう1点、先ほど町長から非常に町長も町長であり、水道事業管理者であり、非常に苦しい胸のうちを聞かせていただいたわけでございます。経済状況等を考えると、当然値上げは最小限に抑えたほうがいいと思うのは、私も町民としましては同感でございますが、ただ、長年といたしますか、お世話になりまして9年目になりますけれども、この水道料金の逆ざや問題、累損の問題、耐震化の問題や石綿管の布設替え等々を考えますと、やはりここは答申どおりの値上げは必要なのかなと。さもなければ、先ほど町長がおっしゃったように、審議会の委員長さんのほうからは段階的な値上げ、一度に25%ではなく段階的にでもいいんじゃないかと、それは町の判断だというお話がございました。

また、この答申の中に適時計画を見直しをしていきながらということがございますので、見直しといたしますか、第2段、第3段の値上げがあるとするのであれば、これが何年ぐらいのスパンで考えられているのか。先に行けば行くほど、逆ざやの解消までは当然時間がかかるわけですし、依存の解消も遠くなってしまうのかなと。まして、黙っていると給水量というのは段々じり貧になっておりますし、先ほどから何回も申し上げておりますとおり、加入金の増加も見込まれない。加入金が減るということは、上里町の水道事業会計においては、これを収益的収入に計上している関係上、さらに収益が落ちて損益のバランスも崩れてくるということであると私は理解しておりますので、この辺を考えてもやはりとりあえず値上げをしておいてということではなく、ある程度次の値上げの段階というのを考えながら、当然経済が上向くか、このまま推移するのか、さらに2番底や3番底があるのかわかりませんが、そういったことも踏まえないければいけないと思ひますが、ある程度管理者町長としては次なる値上げのタイミングを考えられての上程かと思っておりますので、その辺をお尋ねするわけでございます。

なぜ先ほどからそんなことを申し上げるかといいますと、やはり水道というのは基本的には企業会計でございますので、その基本であります水道料金の収入から事業を賄っていかなければならないわけございまして、現在、上里町は企業債の金利分でしょうか、一般会計から負担をしていると思ひますが、水道料金を抑えたことによって水道料金の赤字分を町が補てんす

るとなりますと、そもそも本来そのお金でできるはずだった町の諸施策ができなくなるということは、基本的にはそれが町民の皆様へのサービスの低下にという形ではね返ってくるわけでごさいます、これをどう考えるかですよね。水道料金をちゃんと健全経営できるように、水道を安全供給できるように料金を値上げすることによって、そこに値上げしなかったと仮定して突っ込んだらお金の部分をほかのサービスに回すのであれば、町民に対するサービスは同じなのかなと。逆に各会計で見ていくと、そのほうがやはり正しいあり方なのかなと思うので、その辺もあわせてお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（齊藤邦明君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 今の納谷議員さんが町から補助金を出しているというお話がございましたけれども、これは経営安定化のもとはもちろんでございますけれども、旧の合併をしたときの、それに伴いまして国のほうから交付税に算入されている部分についてのみ計上させていただいているわけでありまして、経営の安定・安全とかそういう意味の負担ではない。それはこれからも法に基づいて負担をするということは、今の段階では考えていないということでございますので、その部分はひとつ御理解賜りたいと思います。

議長（齊藤邦明君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 町の水道経営の将来像につきましても、審議会にも細々と説明をさせていただいた経緯があるわけでございますけれども、おおよそ5年をめどに、とりあえずは5年を15%上げれば何とかなるだろうと。将来的には25%上げれば、5年で全面解消にはなるんだと、5年で全部25%値上げすれば、今の段階では5年以内に全部解消できると、そういう答申をいただいておりますけれども、七、八年たてば全面解消ができるというように、少しは長くなるわけでございますけれども、とりあえず5年をめどにして、それ以降についてはまたその時点で考えたほうがいいたろうということで、とりあえずは今回15%の値上げにさせていただいた、そういう経緯があるわけでございますけれども、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思っておりますのでございます。

議長（齊藤邦明君） 水道課長。

〔水道課長 飯塚邦男君発言〕

水道課長（飯塚邦男君） 企画調整会議の御質問でございますけれども、ちょっと確認させていただきたいと思っておりますので、休憩させていただければと思います。

議長（齊藤邦明君） 暫時休憩します。

午前10時05分休憩

午前10時17分再開

議長（齊藤邦明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（齊藤邦明君） 水道課長。

〔水道課長 飯塚邦男君発言〕

水道課長（飯塚邦男君） 調整会議の件につきまして説明させていただきます。

この件につきましては、値上げ等について水道課内部で調整をさせていただいて、管理者のほうへ報告させていただきました。日程とか会議録ですか、それについてはございませんけれども、そのような形でさせていただきました。

以上です。

議長（齊藤邦明君） 5番、納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 3回目、最後の質問になろうかと思えます。

先ほど、調整会議のほうは開かれた、日程等の議事録の記録はないということですが、答申が出てから水道課内でも水道事業会計の中でも調整会議を行ったということですが、そうしますと事業経営全般にわたる基本的な重要事項を決定する最高協議機関としての企画会議は行われなかったということによろしいのかが1点です。

副町長のほうから御答弁いただきましたが、上里町に関しては一般会計から水道事業の経営そのものに繰り出しをされているわけではないということですが、それは私も理解しております、今、出している部分は企業債の利子部分の一部ということで、それは法に基づいてやっているわけですが。

そして、今、逆ざやが生じて損益計算上の赤字が出て、町から一般会計で補てんするわけではないということも理解できます。それはやはりフローとストックの関係でしょうか、基本的に計算上と違うお金があるわけですね、減価償却のマジックといいますか、内部留保があるわけですが、これは差し引きここから使っていけば、現金は減るけれども累損は増えていく、当たり前のことですね。

だから、町から一般会計を持ち出しているんじゃないんだよという話ですが、やはり健全化していかないと、この内部留保についても、企業債の償還状況を見ていたり、また何にどういった状況が起こるかもわからない状況の中で、やはりもともと現金というのは流動性は高いほうがいいのは当たり前でございます、そういったことも考えまして、先ほど町長のほうから

5年という話が出ましたが、5年のスパンではちょっと長いのかな、もう少し経済状況等を見て、悪くなるようなら5年でもいいですし、もしかしたらよくなるかもしれない状況があるわけですので、もう少し短期的に2年とか3年とかで見直しを随時図っていただければなと思っております。

その辺はちょっと意見になってしまったんですが、最初の点、調整会議が行われて、管理者のほうに御報告されたということですが、管理者が企画会議のほうは構成員が管理者、課長、課長補佐及び係長ということは、こちらの会議は行われなかったのか、最高の協議機関のほうとしての企画会議は行われなかったということによろしいのか。

それと、その前の段階の確認で、水道料金等審議会の答申をいただいて、それを調整会議で議論、協議をして、そこで協議されたことを管理者である町長に上げて、その結果15%になったという流れでよろしいのかというのが最後の確認です。一応3回目ということで確認させていただきます。

議長（齊藤邦明君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 私のほうで少し補足をさせていただきたいと思うわけでありましてけれども、先ほど来25%か15%であるかというような議論が大変なされてきているわけでありましてけれども、先ほど申し上げましたとおり、今の状況を町長が申し上げましたとおり、5年程度である程度経営の先の安定化が見えてくるということですから、それを継続していけば、最終的には安全的な、要するに累積赤字も解消されるというふうに思われるわけでありまして。

そういうことで、今15%でいけばどうなるのかということでありましてけれども、当然21年度は赤字になるだろうと、2,000万円ぐらいの赤字になるだろう。22年度は条件はいろいろ変わってくるからわかりません。しかしながら、今の状況からいけば、22年度は若干の黒字、23年度も3,000万円の黒字ですね、24年度も2,700万円余りの黒字、それから25年度も2,800万円余りの黒字が出てくるだろうということですから、当然、22年度から今まである2億円の累積赤字が解消される方向で流れているわけですから、5年たてば若干、簡単に申し上げますれば1億円少なくなるということになるわけですから、そういうことを考えていくと、今の減価償却の試算と、それからこういう赤字経営の中の数字が減少していく。

今の状況で減少していくということがはっきり見えてきているわけですから、当然それはそのようなパターンで臨む必要があるのではないかなということをお考えますと、やはり町長は5年と申しました。それが一つの目安ですから、その中で条件がいろいろ変わってくれば、議員さんおっしゃるとおり3年ないし4年なり、そういうものは逐次その中で見ていく必要があることですから、これはほったらかしではございません。その都度、その都度検討はさせていた

だくということで、ひとつ必要があればまた審議会にかけていくということでしょうから、収支は組まないでさせていただきたいというふうに思っております。

それから、担当課長のほうから水道事業の中の会議ですけれども、これは答申が出ました後に内部でも相当検討はしました。それは調整会議という議長をつくってどうこうということはありませんけれども、随分しました。その中で、町長には随分相談に行きました。そういうことの中で、最終的に町の中で我々も入って、総合政策課も入って、それを2回ばかりやりました。それをやって、最終的にそういう形でいいではないかということで、水道課の所長が判断をされて方向が出されたという経緯がございますので、それは慎重の上にも慎重、住民の料金を上げることで、これは余り簡単にやれるものではないわけですから、そういう意味では慎重な審議を重ねた中で、この線であれば何とか理解をしていただけないかというようなことのぎりぎりの線で、いろいろな協議の中で生まれてきたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（齊藤邦明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤幸子です。

議案第36号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について反対ですので、討論に参加させていただきます。

今回の提案は、水道料金の15%値上げの提案であります。説明ですと、市水道料金等審議会に諮ったところ、25%の値上げの答申であったが、社会情勢を考えて15%の値上げにとどめたということで、住民にも理解してもらえないかという提案だったというふうに思います。

上里町の水道会計が現在累積で2億円の赤字となっていること、このことは重要視しなければいけませんし、水道事業の健全経営の維持は大事だというふうに私も考えます。しかしながら、社会情勢を言うならば、先ほども質疑の中で述べましたが、私ども共産党が行ったアンケートでは、以前と比べて生活が悪くなったと答える方が83%です。その原因として、収入の減少が70%、仕事の減少が11%です。いわゆる収入が減ったということになると思います、仕事の減少もね。そうしますと、今どんな値上げも困るというのが町民の生活実感であるというふうに思います。

県内では、上里町の水の料金は安いというふうに説明していますが、上里町民は現在の単価の中で生活しているわけですから、他市町村と比べて安いから値上げしても仕方がないということにはならないというふうに思います。今どんな値上げも困る、そういう中で、ましてや欠くことのできない水の値上げはやるべきではないというふうに思います。

上里町は人口が3万4,000人になっても対応できる浄水場を整備しており、水は足りています。足りているのに、高い県水を購入しているところに大きな矛盾があるのではないのでしょうか。いざ不足したときのため、万が一のため、そのことも重要でありますけれども、今これだけ住民の生活が大変になっているとき、県にきちんと相談をすれば、県も県民の命と暮らしを守る立場に立って、この値上げは大変だろう、大変な間は少し県水を減らしましょう、そういう話にもなるのではないかとこのように思います。

水の安定・安全の供給、そしてできるだけ安く、これは住民福祉の一環であるというふうに考えます。とにかく、住民の負担を増やすのではなくて、健全経営の努力が必要であるというふうに思います。不況の真ただ中で暮らしている町民に対して、県水の購入量を減らす、そうした努力もされずにきた、そういう中で7年で赤字を解消するため、そのために急いで値上げをする、このことには反対です。

議長（齊藤邦明君） ほかに討論はありませんか。

5番、納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 5番、納谷克俊です。

御提案されました議案第36号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

今回の水道料金15%値上げをされたいということでございます。水道料金等審議会では25%の値上げを、そして中期計画でも20%から30%の値上げが妥当であるということでありましたが、経済状況等を鑑み、今回は15%の値上げということで、本来であれば私もこの質疑をする前は25%の値上げを今回断行するべきであろうと思っておりました。しかしながら、町長も先ほど答弁されましたとおり、今後5年ということですが、見直し、さらなる値上げも考えていくということでございます。

ただ、ちょっと懸念をされていることもございます。滞納の問題だとか、そういったことをやはり努力をされる中で値上げをしていかないと理解は得られないかもしれません。しかし、現実、目の前に機械、電気設備の更新は迫っており、もう既に始まるところでございますし、石綿管の問題も現在ある6%を3%までにしていこうと。また、水道管の耐震化に関しては、本当にまだまだ1%にも満たないくらいという状況であるようでございます。水道の安定供給、

また水道事業の安定経営ということを考えますと、今回の15%の値上げというのは当然必要であると思いますし、今後給水量等が減っていくことを考えますと、ここで値上げをしないと本当に遅くなってしまいます。現在の試算では7年間で累損を解消できるということでございますが、なかなかまだまだ状況的には給水量等が減っていくともう少し長くなってしまいます。ですのでここでのとりあえずの15%の値上げということには賛成ということで、私はこの案件に対して賛成をさせていただきます。

以上でございます。

議長（齊藤邦明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第36号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第37号 本庄地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議長（齊藤邦明君） 日程第10、町長提出議案第37号 本庄地域定住自立圏の形成に関する協定の締結についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第37号 本庄地域定住自立圏の形成に関する協定の締結についての提案説明を申し上げたいと思います。

条例の14ページを見ていただきたいと思います。提案理由についての内容であります。本庄市と上里町との間において定住自立圏を形成するため本案を提出するものであります。

それでは、提案の内容及び協定内容について御説明を申し上げたいと思います。

総務省が策定いたしました定住自立圏構想推進要綱の第4の規定に基づきまして、昨年9月18日に本庄市が中心市宣言を行ったところであります。中心市宣言に伴いまして、本庄市と周辺の美里町、神川町及び上里町の1市3町が形成する本庄地域を圏域といたしまして、相互に

連携することで圏域内の行政サービスの向上を図ることを目的とする本庄地域定住自立圏形成協定に向けて、実務担当者におけるワーキンググループや企画担当課長会議におきまして、連携内容や役割分担を検討し協議を進め、その後市町長会議におきまして協定書案をまとめたところでございます。

協定は、総務省で定める定住自立圏構想推進要綱に基づきまして、中心市宣言を行いました本庄市と上里町とが1対1の関係によりまして締結するものであります。本庄地域定住自立圏形成協定を本庄市と上里町との間におきまして締結することについては、地方自治法第96条の2の規定により、上里町議会の議決すべき事件に関する条例の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

これにつきましては、3月の定例議会で上程をさせていただいて、議決案件にさせていただいたところでございます。

それでは、議案書の15ページを御覧いただきたいと思っております。

本庄地域の定住自立圏の形成に関する協定書について御説明を申し上げたいと思っております。

第1条は目的を規定したものでございまして、児玉郡市の1市3町が定住自立圏を形成する本庄地域といたしまして、本庄市と上里町が相互に役割を分担しながら本地域の定住に必要な都市機能や生活機能を確保し、圏域全体の発展と行政サービスの向上を図るために、定住自立圏を形成することに関しまして必要な事項を定めるということで目的を定めたところでございます。

第2条につきましては、基本方針を規定したものでございまして、この協定に基づいて本庄市と上里町が定住圏を形成するために政策や施策の分野において連携した取り組みを相互に役割分担をしながら、連携、共同または補完し合うことで方針を定めたものでございます。

次に、第3条につきましては、連携する取り組みの分野と内容並びに役割分担を規定したものでございます。

定住自立圏構想推進要綱第5に定めております3つの視点ごとに連携する施策が定められております。

以下、いろいろ細かく書いてありますが、1つ目といたしましては、生活機能の強化にかかわる政策分野で医療の項目として医療体制の充実を図るための取り組みの内容と、本庄市、上里町の相互の役割を定めております。

次に、福祉の項目では、障害者福祉と発達障害児への支援体制の充実を図るための取り組みの内容と相互の役割を、それから、産業振興の項目では、農業と観光との振興を図るための取り組みの内容と相互の役割を、その他の項目では、消費生活相談体制等の充実を図るための取り組みの内容と相互の役割をそれぞれ定めているところでございます。

次に、18ページになりますが、2つ目といたしまして、結びつきやネットワークの強化にかかわる政策分野では、地域交通の項目といたしまして、公共交通サービスの確保と公共交通ネットワークを構築するための取り組みの内容と相互の役割を、道路等の交通インフラの整備の項目として、道路ネットワークの構築や生活道路の整備並びにスマートインターチェンジの整備に対する取り組みの内容と相互の役割を、地域の生産者や消費者等の地域連携による地産地消の項目といたしまして、地産地消を推進するための取り組みの内容を相互の連携の役割を定めたところでございます。

3つ目といたしまして、19ページの下の方でありますけれども、圏域マネジメント能力の強化を図る政策的分野では、人材の育成等の項目として、人材育成や研究機能の強化並びに圏域内市町村職員資質向上などを図るための取り組みの内容と相互の役割を定めたものであります。

なお、この協定で締結する政策、施策の項目はあくまでも基本的事項でありまして、具体的な事業につきましては、本協定に基づき策定する実施計画とも言える定住自立圏共生ビジョンで定めることとなっております。

この共生ビジョンの策定に当たりましては、地域の関係者などを構成員といたしまして、中心市が開催する圏域定住自立ビジョン懇談会の検討を経て策定されるところでございます。

次に、20ページの中ほどになりますが、第4条になります。事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担を規定しているものでございます。

定住自立圏を形成する取り組みを推進するため、本庄市と上里町とが相互に役割を分担して、連携または協力して事務の執行に当たることを定めておるところでございます。

第2項、第3項では、取り組みを推進するための必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案しながら協議の上、負担するということを定めておるところでございます。取り組みに必要となる手続や人員の確保及び費用負担については、当事者間で協議によって定められているところでございます。

次に、第5条関係につきましては20ページの下の方の4行目ぐらいになると思いますが、協定変更の手続について規定しをしているところでございます。協定を変更しようとする場合には、当事者間で協議の上、議会の議決をあらかじめ経て変更することを定めているところでございます。

次に、21ページの上段のほうにあります、第6条であります。協定廃止の手続について規定したものでありまして、協定を廃止しようとする場合には、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告すると定めております。

第2項では、通告は書面によるものとし、議会の議決の写しを添付することと定めておると

ころでございます。

第3項では、通告があった日から起算して2年間を経過した日に、その効力を失うことを定めたところでございます。

次の第7条につきましては、疑義の解決について規定したものでございます。疑義が生じた場合または定めのない事項については、当事者間で協議の上、決定することと定めているところでございます。

以上が協定書案の内容の説明でございます。

今後の予定といたしましては、本庄圏域の1市3町の各議会におきまして協定の締結にかかわる議決をいただかなければ、本庄市をはじめ美里町、神川町とも相談を行いまして、できるだけ早い時期に合同による調印式により協定を締結したいと考えているところでございます。

以上をもちまして、本庄地域定住自立圏形成協定の締結についての提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。次第であります。

以上であります。

議長（齊藤邦明君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 今回のこの定住圏の問題につきましては、1市町同士というんでしょうか、広域圏とは違って中心市の本庄市と1町村ずつが契約を結ぶということになるんだと思いますけれども、この結んだあとに事業をしましょうといったときに、この事業に対する負担の割合ですね、国はどのぐらい負担をしてくれるのか。また、事業期間は原則として単年度で終了することというふうに国土交通省の資料を見ましたら出ていたんですね。そうしますと、掲げている内容は非常にいいんですけれども、単年度で終了できるそういう条件のものがあるかどうか、非常に難しいなというふうに思ったりします。

また、広域圏組合との兼ね合いはどうなのか。広域圏ですと児玉郡市全体がテーブルについて協議できると思いますけれども、1市1町となりますと、やはり力のある本庄市の発言力が強まるのではないかなというふうに思ったりします。いわゆる合併しない形の合併推進、いずれ合併させましょうという目的のように思えてならないんですけれども、お尋ねいたします。

議長（齊藤邦明君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） それでは、1対1というお話でございますけれども、定住自

立圏の推進要綱では、お話のようにこの協定についてはそれぞれ当事者間、中心市と周辺市が1対1の協定を結ぶということが要綱で規定されておりますので、この要綱の規定に従って協定を結ぶということでございます。

それでは、1対1の協議だけですかという御質問でございますけれども、この圏域を1市3町と設定しているということでございます。それぞれ1市3町が協議の上、この協定案を取りまとめたと。この協定案については、原則的な内容についてはほぼ同様でございますので、今後同一事業を行う場合には中心市が中心になってそれぞれ協定される3町、もし同じ項目であればそういった取り組みについては中心市が中心となった協議が進められていくというふうに理解しているところでございます。

次に、補助金のお話でございますけれども、国等がこの定住自立圏の協定に基づく事業については、総務省、それと各省がそれぞれいろいろな財政措置、また補助金等の状況等の支援措置があるわけでございますけれども、先ほど1年、単年度ということでお話ございましたけれども、国土交通省で例えば所管しているこの事業については1年の単年度事業であるというように規定であるというふうに理解しておりまして、それぞれ示されている国の支援の状況、こういった状況に応じた期間設定と、その事業をどう選択するかということで事業期間はおのずと決まってくるものと理解しております。

それから、広域圏でございますけれども、広域圏との関係でございますけれども、この定住自立圏構想につきましては従来広域圏計画策定要領、こういったものがあつたわけございまして、この要綱が廃止になったということでございます。これにかわるものとして、改めて定住自立圏構想推進要綱が作成されたという経緯でございますので、もともと広域圏との定住自立圏との関係につきましては別途のものというふうに理解をしております。

それから、合併ということでございますけれども、合併を促進するのかということでございますけれども、この定住自立圏構想については合併については触れてございません。あくまでも地域の圏域の中で定住を促進できるべき地域を形成していくと、そういう中心市を中心としたそれぞれ周辺が協力して、ここにもありますけれども、連携したり補完し合つてそれぞれ定住促進を図るというのが趣旨だというふうに理解しているところでございます。

議長（齊藤邦明君） ほかにありませんか。

2番、山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 2点ほど質問をさせていただきます。

1点目は、この提案理由として本庄市と上里町との定住自立圏を形成するためとありますが、具体的にこの協定書を結ぶに当たって上里町が1対1で取り組むということですが、取り組む

姿勢、ねらいですか、そういったところがあるかどうか。私自身はこの定住自立圏中心市というのは、例えば埼玉県でいえば本庄市と秩父市と聞いています。ですから、一つは県南との格差を中心市として定住させるような形をとって県南との格差を是正する一つのチャンスかなと思っております。それが1点。

それから、総務省の資料を見ますと、この定住自立圏構想につきましては、協定を結んだあと、定住圏自立共生ビジョンというのをつくりなさいと、おおむね5年を想定していますということなんですが、そういうことをこの協定書の中には一切うたっていないので、そういった考えも当然あるかと思うんですが、そういったビジョンをどういった形でこの協定書の中に入っているのか。

それから、総務省の資料によりますと一定の財政措置を講じていますと、そういうことがありますので、その点について質問します。

議長（齊藤邦明君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） それでは、まず定住自立圏の関係でございますけれども、埼玉県内における南北格差というような趣旨の御質問をいただいたかというふうに理解しておりますのでございます。

この定住自立圏構想については、要綱の中で中心市が5万人程度以上、昼間比率人口等の関係がございまして、設定できる条件がございます。この条件に中心都市宣言に該当すると言われるのは、埼玉県では2市、秩父市と本庄市のみということになります。現在、多分全国ベースでは273の市が中心宣言を行って、それでこういった協議を進められているということございまして、趣旨からすれば、おっしゃるように地方はだんだん人口が減少してきている、ここに中心市を中心として魅力ある都市機能とか生活空間を備えることで地方の定住を図るという趣旨だというふうに理解しているところでございます。

次に、共生ビジョンでございますけれども、定住自立圏共生ビジョンにつきましては、先ほど副町長から提案説明の中でも御説明申し上げましたとおり、この協定が整いました後、これの実施計画に当たるということでございますので、共生ビジョンの策定が必要となります。この共生ビジョンにつきましても、推進要綱に規定されているところでございまして、おおむね5年程度のものということで、地域、関係者の代表者が入ったもので懇談会等を組織いたしまして、ここで策定を行っていくということでございます。

もう一点、総務省の関係の財政措置についてでございますけれども、総務省のほうの財政措置についてはホームページ等でも公表されているところでございますけれども、まず、包括財政措置といたしましては特別交付税において中心市、また周辺市町村につきまして包括的な財

政支援が特別交付税で行われるとされているところでございます。これにつきましては、協定書に基づく事業にかかるものというふうに聞いておるところでございます。

また地域活性化事業債の創設、また外部人材の活用に関する財政措置、民間主体の取り組み支援に対する財政措置等の措置が総務省では財政措置として考えられておるということでございます。実際のこの財政措置につきましては、現在この地域では協定の締結、ビジョンの策定ということでございますので、その後ビジョンを策定した後、どういう取り組みを行うかということによって財政措置等の対応が考えられるのかなというふうに考えております。

議長（齊藤邦明君） ほかに質疑はありませんか。

8番、新井 實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） 何点かお聞きしたいと思います。

本庄地域定住自立圏形成協定の中で、先ほど副町長から説明がありました中で結びつきやネットワークの強化にかかわる政策分野ということで、地域公共交通のインフラ整備、道路等の交通インフラの整備という項目がありまして、これは大変結構な内容だなと思えました。ということは、今現在、高崎線北における生活道路の中で下野堂の変電所からずっと五丁目まできている道路が一本、本庄から昔からつながっている通りが元の五丁目三軒の道路のところまでストップしちゃっていたり、それから五丁目のつつじヶ丘団地のガスタンクですか、あそこでも広い道路がきてとまっちゃって、あれが神保原本郷線につながる計画であろうと図面では出ているようでありますので、そういうこの定住自立圏構想というものはやはり地域の道路に関しては本庄・上里両地域のインフラの整備ということで、私としては今後の計画の中で現在本庄市が上里まで引っ張ってきてある道路を各地域の主要幹線道路に上里につなげるような最善の努力を、先ほど総合政策課長から話されたように、期限内に各交付金や補助金を利用して早急にやってもらえるようなお考えをお願いしたいと思いますけれども、その辺について御見解をお伺いしておきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

議長（齊藤邦明君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 今、新井議員のほうから本庄からの道路についてのお話がありました。まさにそれは今の定住圏構想の中に本庄市と上里町を結ぶ主たる事業でございますから、そういうことも検討に値するだろうなというふうに思いますけれども、これから具体的な内容に入っていくわけでございますので、その中ではそういう意見もやはり取り入れた中で検討の中に入れさせていただきたいというふうには思っているところでございますけれども、まだそ

の段階でございませんので、そういう意見の中だということでもひとつ御理解いただきたい。これから、そういう具体的な内容が出ました時点で、また皆様方には御報告をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

しかしながら、先ほど私が前から申し上げているところでございますが、これは交付税で算入されるということで、非常に不透明なところがあるわけでありまして、またいま一つ、それが財政上の問題も総務省から予算の枠内で支出をされるということでございますので、これほどのくらいまでくるかということであるわけでありまして、やはり上里町としては必要に応じたもの、大事なもの、町政に役に立つもの、そういうものをやはり取捨選択した中で、非常に財政事情の厳しい中ですから、それらをした中で取り組む必要があるだろう。安易に何でもがちゃがちゃ取り組むということは非常に危険性があるということをしなから、これからのビジョンの取りまとめに入っていきたいというふうに考えております。

議長（齊藤邦明君） ほかにありませんか。

5番、納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 5番、納谷です。何点か御質問させていただきます。

今回、この協定書が出てきたわけでございますが、中を見てみますと、大きく分けて9つに分かれているのかなと認識をさせていただきました。まず医療、次いで福祉、産業振興、消費生活相談体制、地域公共交通、道路等の交通インフラ、スマートインターチェンジの整備、地域生産性や消費者等の地域連携による地産地消、人材育成と、この9つだと思います。

1点目の質問なんですけれども、よく見てみますと本庄市と協定を結ぶまでもなく、すべて上里町単独でも取り組んでいかなければならないものだと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えなのか。協定を結ぶ意味と協定の必要性と単独でもやっていかなければいけないと思うんですが、それについての御見解をお伺いしたいということが1点です。

2点目、本庄市地方拠点地域基本計画、たしか計画見直しをされたような記憶がしております。ちょっと私も不勉強で申しわけないんですけれども、計画がたしか20年からおおむね10年間ということだったと思いますが、こちらの中にもいろいろこちらと似たことが書かれております。今回の定住自立圏のほうの協定のほうは本庄地域定住自立圏形成に関する協定書ですか、こちらは中心市である本庄市と上里町、本庄市と神川町、本庄市と美里町ということで、中心市と周辺の市町が1対1で結ぶということでありまして、こちらの拠点のほうは拠点地域全体の中で見ているということなんです、これに関しての整合性はどのように今後なっていくのかということが2点目。

3点目といたしまして、ちょっと細かい部分に入っまいります、第3条のウの部分の産

業振興なんです、（ア）といたしまして農業振興、（イ）といたしまして観光の振興ということになっておりますが、現在上里町では上里サービスエリア周辺地区整備事業を推進しているわけございまして、こちらの開発のための道路も測量に入ってきた。そこには工業団体を誘致したいんだということではやっておりますが、なぜこの産業振興という中にこの部分を入れるようなことをされなかったのか。個別の案件だからとおっしゃるんだとしたら、そのあとに出てくるスマートインターチェンジの設置、整備ということとは矛盾が生じるので、なぜここに上里サービスエリア周辺地区整備事業の推進が入らないのか。産業振興が農業と観光だけになって非常に残念です。定住を促すのであれば、やはりそこに職、働くところがなければいけない。いけないというわけではないですが、これは大きなことだと思います。なぜこの部分が明記されていないのか。産業振興であるならば、何度も申し上げますが、上里サービスエリア周辺地区整備事業の推進、これを図っていくことが最重要課題であると私は考えております。その見解をお伺いいたします。

続いて、4点目は非常に単純なことなんですけれども、今後共生ビジョンを策定されていくということで、主な財政措置といたしまして特交として上里町に関係しているところでは、周辺町ということで包括的に年間1,000万円。そのほかに、地域活性化事業債ということで、ビジョンに基づく基幹的施設やネットワーク形成に資する道路等ということで、これは非常に重要になってくるのかなと。先ほど新井同僚議員からもお話があったとおり、そういった道路を整備するには充当率90%の元利償還金35%交付税措置ということで、これも大きく影響してくるといいますか、これは活用すべきことなのかなと。必要最小限の範囲内で財政状況等を見て活用していくべきだろうと思います。

そのほかに1個戻るんですが、特交の中で外部人材活用ということで年間7,000万円ということがございますが、この協定書案の中にも人材の関係が入っておりますが、これを見ますと、この特交の700万円はどうやら周辺ではなく中心市のほうにいくのかなというような感じが見受けられますが、その辺、ワーキング部会が分かれてつくられたと思いますが、その辺の話は出たのかどうか。例えば、町として上里町が主体となって外部の人材を活用して何か行っていくということであれば、この700万円は上里町に特交として入るのかということの合計4点をお尋ねいたします。

議長（齊藤邦明君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） 4点ほど御質問をいただきましたので、順次お話をさせていただきます。

まず、この取り組み内容でございますけれども、おっしゃるとおり既設の事業としてやって

いるものもございます。当然、それぞれの市町においてやるべきことの取り組みとして掲げているものもあるわけでございます。また、今後1市3町におきまして、これにかかる中で新規の取り組みが必要であれば、それぞれ協議の中において取り組むべきものだと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、この定住自立圏の協定の一番上にもございますとおり、それぞれの役割を分担しながら、連携、共同、補完し合うということが一つの精神でございます。既存事業の中で連携する必要があるもの、補完できるものは補完するもの、こういったものがあるれば、こういった協議を進めることで、より既存事業でも効果だとかそういったものが上がるということであれば、そういったものをより効率的に、またより対象者を増やすことも可能でしょうし、そういった検討をしていくというふうになるものと考えております。

次に、拠点整備計画との整合性でございますけれども、それぞれの目的が違うわけでございますので、それぞれの目的の趣旨に沿ったもので行うということでございます。この中で、定住自立圏の中で拠点計画と少しかぶる部分があるかなというのは、地域のネットワークとかといったものについては拠点整備計画との関係が出てくるかと思っております。

しかしながら、どれをどういうふうに有利なものを使うかということでございまして、定住自立圏の中で定められているものを、実際には拠点協のほうで取り組んで行うということで、ある意味では実施機能的な役割を拠点協が行う場合もあるでしょうし、逆の部分もあるということでございますので、それぞれの定住自立圏、拠点整備協がそれぞれ持ち合わせるものをうまく使いながら地域の発展を進めればよいというふうに理解しているところでございます。

ですので、相反することなくうまくすみ分けをして、それぞれの地域が個々の一番いい方法で使っていくことが望ましい推進のあり方ではないかなというふうに考えているところでございます。この点については、1市3町ともう少し協議をしながら、相談しながらやっていかなければいけない部分だと思っておりますけれども、いかにこの本庄地域、この地域がうまく発展するための手法としてそれぞれの指定を受けているわけですから、これを有効に使っていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、産業振興の点でございます。農業、観光ということで主に掲げているところでございます。ここの中に、先ほど申し上げましたとおり、企業誘致といった問題はこの協定の中に入っていないというふうな御理解の御質問をいただいたところでございますけれども、定住にとりまして企業、また雇用の確保というのは大変重要な課題だというふうに我々認識しておるところでございます。町のほうでも、企業誘致については今年度重点施策ということで取り組むというふうにお話をさせていただいているところでございます。各市町においても同様な取り組みを行っているのではなからうかというふうに推測しているところでございます。

この企業誘致というものが圏域全体として行うべきことではありながら、それぞれの市町の

利害といった点多々あるわけでございます。この協定の中から、特にここに明記してはございませんけれども、共同できるところは共同させていただいて、実施していくべきものとは考えておりますけれども、それぞれの市町にとりましてもそれぞれの企業誘致といったノウハウ等があるわけでございますから、それぞれの独自性というのやはりここではしっかりとめておかなければいけないのかなというふうに考えております。

それから、共生ビジョンの関係の中の外部人材でございますけれども、どちらのほうに中心地に来るのか、周辺町村に来るのかということでございますけれども、具体的なものについてはまだ示されておられませんし、私どもも勉強不足でございますけれども、まだそこまでの確認ができておりません。

いずれにしても、外部人材ということでございますので、それぞれ1市3町が外部の人材を登用、招聘して、いろいろな講演会をやる場合に、その費用負担についてはこちらにございませとあり、それぞれ甲乙協議の上、受益者の負担割合等を定めて決めるということになるわけでございますので、この総務省の財政支援措置も含めた上で当事者が協議して決めていくものというふうに考えているところでございます。

また、外部人材ということでございますけれども、ワーキンググループの中でどんなお話が出たかというようなお話でございますけれども、ここでは人材育成ワーキンググループというのが組織されて検討を行ったところでございます。特に、中心市であります本庄市さんのほうで早稲田との包括的な協定を結んでいるということでございまして、この包括協定を周辺市町村の中でもうまく活用していけないかと、こういった議論がされていると聞いておるところでございます。

以上でございます。

議長（齊藤邦明君） 5番、納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 5番、納谷です。

大変詳しい御説明、ありがとうございました。

ちょっと1点、残念だなと思ったのが産業振興の中のサービスエリア周辺地区整備事業が明記されていない部分で、それぞれ当然利害は反する部分があるかと思えます。上里町に企業が誘致されれば、そちらに固定資産税をはじめとする税金等々が落ちていく、それを利害反する部分でと言ってしまうと、何のために圏域で取り組んでいくのかなというのが、そんな小さいことを言わないで、もう少し1市3町で全体で考えていくなれば、上里のサービスエリア周辺地区整備事業が軌道に乗り、企業が誘致できたならば、そこに企業ができて、住まう人はもしかしたら近くの神川町かもしれない、本庄市かもしれない、美里町かもしれないということ

で、もう少しそういった視点で物事を見ていっていただき、ぜひとも今後まだ変更する場合もあるようですから、とりあえずはこれでいかないと7月の中旬に予定されている協定の調印には間に合わないでしょうから、その辺の部分は上里町として主張をしていっていただきたいなという思いであります。それは要望でございます。

次に、基本的な考え方、私が思っている定住自立圏の今回の協定の考え方と関根町長が思っている考え方が同じかどうか確認なんです、一つこの地域がいろいろな条件の中で全国173カ所ある中、埼玉県が2つで本庄市が該当したと。せっかく指定の宣言をしてできるものであれば、そういったものを中心市、本庄市さんにさせていただいて、周辺の町も理解を示し、そして協定を結ぶことによって定住自立圏というもののオプションを備えておけばいいのかなと。その中で今後いろいろなビジョンを策定していく中で、これはいろいろ考えたけれども上里町単独でできることなのかなというか、単独でやらなければいけないことなのかなと。

これは、やはりこの圏域でやっていかなければならないのかなということの、要するに、協定を結んで全部やっていこうとかではなく、その中で定住自立圏協定を結ぶことによって、このものの自体的な法的なものの担保をし、オプションとして持っていることによって、今後町の将来を考えていく中でどれを選択していこうかという考えで私は認識しているんですけども、町長は私と同じような認識でおられるのか、それともここに掲げたものはやっていくんだ、すべてやっていくことなんだろうとかという、そういう考えでいらっしゃるのか、その辺のお考えをお伺いしたいところです。

議長（齊藤邦明君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） この定住自立圏構想につきましては、児玉郡市で共通するもの、例えば今言った医療だとか道路網だとか、障害者のワークだとか、農業振興と観光だとか、そういうものが児玉郡市で一体的に共通したものがあられるわけでございますから、そういうものが市とそれぞれの町村では結ぶとはいえ、それは児玉郡市全体の中で考えていくべきものであると。

この中でも、特に今納谷議員がおっしゃられた産業の振興はぜひ入れてほしかったなと、そういうふうなお話をいただいたわけでございますけれども、そういうふうにおっしゃられると、それも一つの方法であったかなと。そういう中で企業の誘致も進めるべきであったかなと、そういうことも考えられるわけでございますけれども、これはこれからもそういうことはできるわけでございます。

特に、私どもが主張したかったのは、上里町で何とかして本庄と協定を結びたかったのはスマートインターチェンジ、これは上里だけでももちろん当然一生懸命やっておりますけれども、ぜひ本庄市にもいろいろと御協力をいただいて、それがかつては将来的にわたっては児玉郡市

の発展につながる、そういう意味でスマートインターチェンジにつきましてはぜひ入れさせていただきたいというふうに思っておるところでございますけれども、できるだけそういった意味で地元の特徴を生かしたものを本庄市と協定をさせていただく。そして、児玉郡市で協定したものににつきましては一緒にやっっていこうと、そういうものであるわけでございますので、ぜひ上里町の特徴を生かしたそういった定住自立圏構想ができればということで、これからもまだまだ研究していかなければならない、これからもビジョンを作成するわけでございますから、そういう中で少し上里町の特徴的なものをうたっていければと、そういうふうにも思っておるところでございます。

議長（齊藤邦明君） ほかにありませんか。

8番、新井 實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） 追加で済みませんが、定住自立圏形成協定書の中で、1番の生活機能の強化にかかわる政策分野のアの医療の関係なんですけれども、初期及び救急医療体制の充実を図るために調査、分析を行って、また関係機関との連携を今後図っていくと、こういう内容であります。今現在、例えば夜間の小児救急とか妊産婦関係と、あとお年寄りの救急医療体制の中で、非常に救急車が早く行っても、着いてから運ぶまでの時間が、病院に消防署のほうで救急隊が連絡して30分も40分もかかって、非常に生命に危険があるような、そういう状態が続いている話を私はあちこちで大分住民の皆様方からお聞きしている中で、私としてはこういう協定書がある中では、できれば協定で群馬県の例えば藤岡の総合病院や伊勢崎の市民病院、そして深谷の日赤等々に救急医療体制の中で協定しているとは思いますが、私とすればこういう制度があるならば、初期・中期の段階で、要するに本庄児玉郡地域で対応できる救急体制ということは、本庄児玉郡市の医師会と連携して、毎日、夜小児医療、それからほかの内科だとか、ある程度の外科のそのくらいの段階、あと産科、そのくらいのことについては救急初期・中期の医療体制を毎日救急医療に対して対応できる体制をぜひ私は考えてもらいたいと思うのですけれども、その辺のことについて町のほうのお考えをひとつお聞かせ願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（齊藤邦明君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） ちょっと説明させていただきます。

今、埼玉県では救急医療体制の見直しをしております。非常に、この間第1回目の会議があったんですが、ここの圏域が今度大里と児玉地区に大きく広がりました。そういう体制で、埼

玉県も医療整備計画を今見直ししているという状況にありまして、今後その中でどうしていくんだという検討課題をやっていきたいというお話を聞きました。

私らも事務方として県境ですか、群馬県と埼玉県の県境医療、これが逆に東京と埼玉県の医療もあったり、茨城県と埼玉県、栃木県と埼玉県というふうに県境医療が非常に多いらしいんです。埼玉県の方にもこれを何とかしてくれよという形でお願いはしてあるんですが、なかなかその辺のところは県対県という形で非常に難しい分野があるようにお話を聞いているんですが、その辺の検討は今後医療圏域の変更とともに煮詰めていきたいなという形で、来月ちょっとその辺の事務方の検討会議も催されるような形になってきまして、今日もちょっと保健所と福祉の体制が変わりましたので、その医療体制も含めた中で検討させていただきたいなと。

ただ、1次医療としては市町村の責任なんですよという形で言われているんですが、これは埼玉県の本庄保健所が管轄しておりまして、県が医療整備計画をつくるんだという、そういう中で今うちのほうのスタッフも定住圏のところに3名健康保険課から出させていただいて、これを含めた中で検討させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（齊藤邦明君） 10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 再度質問させてもらうんですが、定住自立圏の周辺市町村というところで、ただし書きで中心市と周辺市町村の間の協定が締結されていなくても定住自立圏形成に向けた取り組みを行っている周辺市町村は対象としますというのがあったんですよ。ということは、上里町が例えば協定を結ばなくても、この児玉郡市の圏域内ですよということで、その対象とされてしまうということなのかなというふうに思ったりします。

それで、私も本庄市がこの中心市として手を挙げたのは新聞の報道で見たわけなんですけど、事前にこの関係市町村に中心市として手を挙げたいというような相談があったのかどうかをお尋ねいたします。

それと、先ほども副町長のほうから言われましたけれども、財政措置というのが非常にあいまいで、まだはっきりわからないような感じだと思います。1県当たりの委託金額は1,000万円程度とかという報道もありますけれども、交付税も年々減らされている中で交付税措置されていますよというようなところの問題であるとか、例えば協議をして、このことでやっていきましょうと、この圏域で決まったとしても、選定があるわけですから、それをこの決定を国に挙げて許可されるかどうかという、そういうプロセスを踏んでいかなければいけないということで、非常に何か道のりが遠いなという感じがするんですね。

それで、ここの中に掲げているもの、医療や福祉、そうした問題は本当に重要な問題ばかりだというふうに思ひますけれども、その道のりの過程に対して職員の御苦勞が余りにも多過ぎ

るのではないかなと思ったりします。

先ほども納谷議員が述べておりましたけれども、同じような地域拠点整備ですか、そうしたものもありますし、広域圏組合、そうした問題もあります。児玉郡市で協力してやれるものはいろいろな部分にありながら、さらにまた新しく協定を結ぶことによって事務方の仕事が非常に複雑になり、同じような議論をあちらでもし、こちらでもしという、そういうことにならないかという懸念をするんですけれども、いかがでしょうか。

議長（齊藤邦明君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 今回、こういう作業をしていくわけですがけれども、これはもう今までもいろいろなこういう法律があって、行ってきたわけでありまして。地方拠点しかりでございまして、やはりそれなりのこと中でありますけれども、余り大ぶろしきを広げないで、ある程度町村町村で目的を絞った中で、これはやるんだというようなものをしていかないと、やはり総花的になってしまうとなかなかこういう事業は難しいのかなというふうに経験上思います。

これからよくビジョンをつくる中で、先ほど納谷議員が言われたような、上里町があるべきことをきちんとその中で位置づけて、それだけはやりたいと、それが必ずしもそれが国からどうくるかわかりませんが、そういうことによって事業の推進が図られていくということは当然あるだろうと思います。

また、事業の補助金の関係ですけれども、おのおのの事業で所管する管轄が全部違うわけですから、その所管するところの国のほうとの補助額の協議がなされているわけですから、その辺のところを踏まえながら、これからも進めていきたいというふうに考えておりますので、もう少しビジョン作成を見ながらお願いしたいと思います。

議長（齊藤邦明君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） それでは、一点御説明をさせていただきたいと思います。

先ほど、中心都市宣言を行う際、各周辺町村について御相談等があったかという御質問をいただいたかと思いますが、これまでの取り組み経過でございますけれども、この定住自立圏構想の要綱策定に合わせまして、それぞれこれをどう取り組んでいったらいいかというようなことで、周辺市町村と協議をした上で進めてきた内容でございます。ですので、中心都市宣言につきましても、周辺市町村との御相談はあったということでございます。

中心都市宣言が一方だけがして成り立つものではございません。周辺市町村があつてのお話と、この協定のとおり、こういった締結を結ぶということでございますので、相互の相談を得た上で都市宣言を行い、都市宣言を行った際、またこちらにも本庄市さんのほうからこういう

都市宣言を行いましたということで御報告をいただいているところでございます。

それから、ただし書きの件でございますけれども、ちょっと私どものほうで確認がとれておりませんので、この件につきましては後ほど確認をさせていただきたいというふうに思っております。

ただし、この協定書の内容でございますけれども、全員協議会の中でもお話をさせていただいたとおり、1対1で協定を結ぶということでございますけれども、スマートインターチェンジ等を除けば、基本的に1市3町が結ぶそれぞれの協定内容は同じというようなことでございますので、ほとんど共通しているということで、特性のあるものについてのみ、それぞれがそういった項目を追加しているということでございますので、基本的な認識は同じだというふうに認識しているところでございます。

1つ訂正をさせていただきたいと思います。中心都市について、先ほど217市と申し上げましたけれども、243市が該当というふうに訂正をさせていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長（齊藤邦明君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第37号 本庄地域定住自立圏の形成に関する協定の締結についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 町長提出議案第38号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

議長（齊藤邦明君） 日程第11、町長提出議案第38号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第38号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての提案理由の説明をさせていただきたいと思いますが、お手元の条例の22ページをお願いを申し上げたいと思います。

提案理由でありますけれども、加須市、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町、同郡大利根町廃し、その区域をもって加須市を設置したこと、それから久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町を廃し、その区域をもって久喜市を設置したこと並びに加須市騎西町衛生施設組合、栗橋・鷲宮町衛生組合、大利根町北川辺町衛生施設組合及び加須地区消防組合が解散したこと、それから騎西鴻巣学校給食センター組合が名称を変更したこと並びに埼玉県市町村総合事務組合の事務所の位置に関して規定を整備するため、同組合の規約を変更することが生じたので、協議した結果、地方自治法第290条の規定によりまして本案を提案をするものであります。

提案の内容につきましては、23ページですけれども、第5条の名称でございますけれども、これは先ほど申し上げました組合の事務所の位置の記載の方法を変更しております。これは今までの事務所が取り壊しになるというようなことで、名称を変更させていただくというようなことになっているようであります。

次に、別表1、別表2、別表3の変更でございますけれども、別表1は3条関係でございます。組合を組織する地方公共団体の数のことを申し上げているわけでありまして、別表の2につきましては、これは4条関係でございます。組合の共同処理する内容について記載をしているものであります。第3の変更につきましては、市町村については組合員の議員の定数、選挙方法の区分を定めたものでございまして、これらにつきましては先ほど申し上げました市町村合併等々により規約の変更を行う必要が生じたので、提案をさせていただくわけでありまして、

以上をもちまして、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくをお願いを申し上げます次第であります。

以上です。

議長（齊藤邦明君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第38号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 町長提出議案第39号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

議長（齊藤邦明君） 日程第12、町長提出議案第39号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 25ページを御覧いただきたいと思います。

議案第39号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての提案説明を申し上げたいと思います。

提案理由でありますけれども、彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定によりまして提案するものであります。

提案の概要でありますけれども、久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町が合併により久喜市となったこと並びに加須市、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町及び同郡大利根町が同様に加須市になったことに伴いまして、広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について議決を求めるものでございます。

久喜市の合併につきましては、平成22年3月23日であります。

同じく、加須市も久喜市と同じように平成22年3月23日付で合併が行われたわけであります。

以上をもちまして、彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての提案理由並びに内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます次第であります。

以上であります。

議長（齊藤邦明君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第39号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 町長提出議案第40号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

議長（齊藤邦明君） 日程第13、町長提出議案第40号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第40号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての提案説明をさせていただきます。

提案説明の内容であります。埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することに伴いまして協議をいたすものであります。地方自治法第291条11の規定により、この案を提出申し上げるところでございます。

提案の概要でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、平成22年3月3日付で、久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町が合併により久喜市になったこと並びに加須市、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町及び同郡大利根町が同様に加須市になったことに伴い、広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することに伴いまして議決を求めるものであります。

以上をもちまして、埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての提案理由及び内容の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（齊藤邦明君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第40号 埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（齊藤邦明君） 日程第18、町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 御提案申し上げました諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

人権擁護委員の高野恒由氏は、本年9月30日をもちまして任期満了となりますので、後任として萩原 潤さんの推薦を行いたく議会の意見を求めるものでございます。

それでは、人権擁護委員に推薦する萩原 潤さんについて御紹介を申し上げます。

萩原 潤さんは、大字神保原町844番地の2に在住し、昭和23年7月7日生まれの現在61歳でございます。萩原さんは長年上里町役場に勤務し、平成21年3月に退職されました。永年の

役場勤務で各課の責任ある職務を経験し、温厚で物事を公平に判断することができることから、人権擁護委員に適していると思われます。

よって、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

議長（齊藤邦明君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決します。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立全員です。

よって、本件は推薦に同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午後1時30分再開

議長（齊藤邦明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 町長提出議案第41号 平成22年度上里町一般会計補正予算（第1号）について

議長（齊藤邦明君） 日程第14、町長提出議案第41号 平成22年度上里町一般会計補正予算（第1号）についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第41号 平成22年度上里町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成22年度上里町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,424万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億4,124万4,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は第1表歳入歳出補正予算によるものであります。

次に、2ページであります。第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入の15款の県支出金699万3,000円については、緊急雇用創出基金事業の県補助金によるものであります。17款の寄附金は一般の寄附金でございます。19款の繰越金につきましては、前年度繰越金を充当しております。20款の諸収入60万円につきましては、財団法人自治総合センターふるさと消防団活性化助成事業助成金でございます。

次に、歳出でございますが、3款民生費から9款教育費まででございます。民生費の社会福祉費につきましては、障害者福祉事業の施設運営費負担金と、それから老人福祉センターのボイラーの煙突改修工事161万円、それから男女共同参画推進センターの修繕料といたしまして49万8,000円でございます。

8款の消防費につきましては、先ほど歳入で説明させていただきましたが、ふるさと消防団活性化助成事業の助成金でございます。消防団本部備品の購入費を計上させていただいております。

教育費の1,122万6,000円につきましては、一般寄附金の寄附者の希望による小学校の教材購入費や上里中学校屋内運動場の耐力度調査業務委託260万円、それから上里サービスエリア周辺地区整備事業内の砂利未採取地での町道2485号線、いわゆるリバーサイドロードの工事に伴いまして遺跡の発掘調査が必要になったわけでありまして、緊急雇用創出基金を活用いたしまして調査を行うため699万3,000円を計上させていただいたものでございまして、これらが主な内容であるわけでありまして。

歳入合計は歳出合計と合わせまして、現計予算に対しまして1,424万4,000円を追加いたしまして74億4,124万4,000円とするものであります。

以上が一般会計補正予算の提案説明でございます。慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、お手元にあります資料についての説明をさせていただきたいと思っております。

お手元に大きい1枚の資料があると思っておりますので、これをひとつ補足説明としてさせていただ

だきたいと思います。

最初に、総務課庶務係、管財契約係、安全まちづくり係の関係のところでございますけれども、これにつきましては歳入歳出で歳入が60万円、歳出が63万円、差し引き3万円持ち出しになります。これにつきましては、自治総合センターふるさと消防団活性化助成金の事業費の歳入であります。歳出につきましては、消防団の備品の購入ということでございまして、平成22年4月1日に交付決定をされた助成金による消防団本部の備品、いわゆるテント、それから移動用放送器の購入をいたしたいということでございまして、基本的には10分の10でありますけれども、事業の進捗を見まして3万円だけ追加させていただいている部分であります。

次に、総合政策課でありますけれども、歳入につきましては寄附金と繰越金でございます。寄附金につきましては、先ほど申し上げましたとおり5万8,000円、一般寄附でございまして、小学校教育振興事業に対する町民の善意による額でございますので、一応明かにするために予算計上をさせていただいたということでございます。繰越金の659万3,000円につきましては、歳入の不足する額を充当させていただきました。

次に、福祉こども課でございますけれども、これにつきましては歳出関係で障害者福祉事業といたしまして、障害児デイケア施設運営費負担金といたしまして280万円の計上ですが、これにつきましては深谷市に委託している自立支援法に基づく児童通園施設に町内から1名通園希望者がありましたので、それに伴う通園に伴う負担金の計上であるわけでありまして、28万円です。

次に、老人福祉センターでありますけれども、これにつきましては全体の歳出関係で1,610万円です。これは一般の財源であるわけでありまして、内容的には老人福祉センター運営事業といたしまして、工事費として161万円です。これにつきましては、老人福祉センターのボイラーの煙突が老朽化したことに伴いまして、この間の突風によりまして倒れました。そういうことで、これを修繕をいたしたいということで161万円の計上をさせていただいたところであります。

次に、人権共生課でありますけれども、一般財源として49万8,000円を計上いたしているところでございまして、これは男女共同参画推進センター運営事業としての49万8,000円の計上であるわけでありまして、これはセンターのエアコンのインバーターが故障したということで、これの取り替えに伴う工事費であるわけでありまして、

次に、産業振興課では699万3,000円の計上でありまして、緊急雇用創出基金事業費補助金として産業振興課でこれを予算の経理はするということでございます。緊急雇用創出事業補助金でございまして、郷土資料館の遺跡保存事業、埋蔵文化財発掘調査による経費に使用されるものであります。

次に、学校教育費でございまして、265万8,000円でございますが、これにつきましては、先ほど来お話し申し上げましたとおり歳出の関係でございますけれども、小学校の教育振興事業として5万8,000円計上でございます。これは消耗品でございます。これにつきましては、住民の方から学校に指導に行っておりまして、こういうものが不足するのではないかということで金銭的寄附をさせていただくということでございまして、解剖用のはさみやピンセット等を購入してほしいというようなことの内容でございまして、5万8,000円の計上をさせていただいております。

次に、中学校管理事業費といたしまして260万円の計上でございますが、これは委託費でございます。これにつきましては上里中学校屋内運動場耐力度調査業務委託料として計上させていただいたものであります。御承知のとおり、上里中学校につきましては、今プロジェクトをつくってどういう形がいいのかということで検討させていただいているわけでございますけれども、この体育館については耐力度調査はしてございませんので、一括してこれもやはり調査しておくほうがいいだろうということで、どのぐらいの補助になるのかということを見たいということで、今回計上させていただいているものでございます。

次に、生涯学習課でございますけれども、これについては一般財源157万5,000円を計上させていただいているわけでございますけれども、体育施設管理事業費として上里町民体育館の補修工事費157万5,000円の計上でございますが、御承知のとおり町民体育館のアリーナの南側でありますけれども、あの上のほうに吸音板が張ってあるわけですが、あれが一部剥離をしている部分もあるということで、これをとめ直すということの工事の費用であります。

次に、郷土資料館でございますけれども、歳入につきましては、先ほど申し上げました産業振興課で計上しております緊急雇用創出基金事業補助金を郷土資料館で活用いたしまして、上里サービスエリア周辺地区整備事業に伴います砂利の未採取地1,500平米の道路築造工事と整備用地の埋蔵文化財の発掘調査を企業立地をするために、前段の準備として今回その事業の一環として計上させていただいて、調査を行うというものであります。基本的には10分の10の工事を活用するという事になっているわけでございます。

以上が今回の補正の内容であります。よろしくお願いたします。

議長（齊藤邦明君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第41号 平成22年度上里町一般会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 町長提出議案第42号 平成22年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）
について

議長（齊藤邦明君） 日程第15、町長提出議案第42号 平成22年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第42号 平成22年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）について。

第1条であります、平成22年度上里町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条は、平成22年度上里町水道事業会計第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正をするものであります。

収入であります、第1款事業収益を既決予定額に対しまして1,818万3,000円を増額いたしまして5億3,820万7,000円といたすものであります。第1項の営業収益の増額でございます。

次に、支出であります、第1款事業費の既決予定額に対しまして194万1,000円を増額いたしまして5億3,487万2,000円といたすものであります。第1項の営業費用が112万9,000円の増額、第2項の営業外費用が81万2,000円の増額でございます。

なお、次からが説明書及び附属資料になるわけでありまして、2ページをお開きをいただきたいと思いますが、2ページが実施計画でございます。詳細につきましては、お手元の資料の6ページにあるわけでありまして、それについては後で説明をさせていただきます。

次に、3ページの資金計画でありますけれども、受入資金を6,941万4,000円増額をいたしま

す。支払資金につきましても3,427万9,000円を増額し、差し引き 6 億6,992万9,000円でありま
す。

次に、4 ページ、5 ページが予定貸借対照表でございますので、年度末の予定財政状態をあ
らわしておるものであります。

次に、6 ページをお願いしたいと思いますが、説明事項になるわけでありまして、収益的収入
及び支出の収入でございますが、御議決いただきました給水条例の改正によるものでございま
す。

款 1 の事業収益の1,818万3,000円を増額で、節の水道料金の増額であります。内容についま
しては、10月から条例によって施行されるわけでありまして、その経過措置が11月より
行うということでございます。11月より使用している料金より改正になりますので、12月調定
については2分の1が対象となるわけでございます。11月、12月ですね。残りの1、2、3月
調定が対象となりますので、12分の3.5カ月を計上させていただきました。あくまでも見込み
額でございます。

次に、支出でございますけれども、款 1 の需用費194万1,000円を増額であります。内訳は
項 1 の営業費用、目の 4 の総係費の節16委託料でございます。112万9,000円を増額でありま
す。これにつきましては、料金改定に伴いまして電算システムの一部変更することが生じます
ので、それに伴う委託料であります。

それに、項 2 の営業外費用でありますけれども、補正に伴う消費税81万2,000円を増額の計
上をさせていただきます。

以上が説明でございます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げ
る次第であります。

議長（齊藤邦明君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

議案第42号 平成22年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）に反対でありますので、討
論したいと思います。

これは、午前中に議案第36号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例に伴って提案されたものだと思いますけれども、実質住民の負担増ということで、社会情勢の厳しい中で1,818万3,000円の負担増になるというこの補正予算に反対であります。

議長（齊藤邦明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（齊藤邦明君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第42号 平成22年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（齊藤邦明君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（齊藤邦明君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時50分散会